

監査公表第10号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年9月28日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

監査結果の措置対象

議会事務局
議事調査課

監査結果報告年月日

令和5年7月4日

監査結果に対する措置通知年月日

令和5年9月20日

講じた措置等の内容

【監査委員事務局】

《意見1》

I C T化の取り組みをさらに進め、働き方改革につながる効率的な仕事の進め方について検討していただきたい。

《検討状況》

令和2年10月から議員へのタブレット端末の導入により、資料等のペーパーレス化が図られ、事務局はもとより、執行部においても事務の効率化につながっている。また、文書共有アプリの導入により、議案書や報告事項などの文書が整理され、議案審議においても効率化が図られている。

今後はタブレットを活用した質疑通告の受付や委員会へのオンライン出席などについて検討し、さらにI C T化の取組の充実を図りたい。

《意見2》

政務活動費の申請や執行が減少している。政務活動費は、市民のための議会活動として、調査研究その他の活動に資するための経費の一部として交付されるものであるため、適正な執行を図りながらも使い勝手の良い運用ができるよう指針の見直しを進められたい。

《検討状況》

平成30年4月1日施行の「政務活動費の運用指針」の改正については、現在、議会改革特別委員会にて検討をしている。令和6年4月からの運用に向けて、令和5年3月に開催した研修会の講師の指摘事項も参考にして、議員にとってより使いやすく、また透明性が高められるような制度となるように見直しを進めていく。